

赤穂市都市計画マスタープラン（案）に対するパブリックコメントの実施結果

募集期間 令和5年1月24日（火）～令和5年2月22日（水）【30日間】

提出された人 7人（提出された意見 20項目）

番号	項目	寄せられたご意見等の概要	市の考え方
1	第4章 分野別の整備方針 4-1 土地利用の方針	都市機能エリア内のカーフリーゾーンの設定について 「お城通り（息継ぎ井戸～お城の前）エリア」の原則カーフリー化について研究・検討してはどうか。	本マスタープラン（案）P52に、中心商業業務地において、多様な人々の出会いの場、交流の場を提供する「居心地が良く歩きたくなるまちなか」を創出する方針を示しており、ご提案の「カーフリーゾーンの設定」については、コンパクトなまちづくりを推進する中で、今後の検討課題とします。
2	第4章 分野別の整備方針 4-1 土地利用の方針	多様・良質な教育機会の創出 教育コンテンツの誘致について 城下町と海をつなぐエリアで、特色ある教育コンテンツ誘致と文教地区を設定することで新たな30代～40代とその子ども世代の流入を増やす手立てとなるのではないかと？	本市では若者世代の流出を防ぐため、市内全ての小・中学校に設置している学校運営協議会いわゆるコミュニティ・スクールを中心として、地域への愛着や誇りを育めるよう、地域とともにある学校づくりを推進しているところです。 ご提案は貴重なご意見ですが、新たに教育コンテンツの誘致や文教地区を設定する予定はありませんので、ご理解ください。
3	第4章 分野別の整備方針 4-1 土地利用の方針	観光3焦点（城下町エリア・御崎エリア・坂越エリア）をつなぐ周遊用スロー・ライトモビリティの開発（舟の道・馬車の道）と御崎エリアの一部時間帯・エリアカーフリー化の検討について ①休日の一定時間地域居住者・宿泊施設利用者以外の車両侵入禁止エリアを設定する、②駐車～観光拠点への移動そのものを観光体験化するための設備・地域開発の検討を提案する。	ご提案の「車両進入禁止エリアの設定や移動そのものの観光体験化」については、関係法令等の規制の把握や地域住民や事業者の理解が必要となりますので、今後の検討課題とします。
4	第4章 分野別の整備方針 4-1 土地利用の方針	日本らしい・瀬戸内らしい特別な景色の整備と外につながる海の道の開発について ①赤穂港から「小豆島」・「淡路島」へのクルーズ開発と港整備、②唐船～御崎エリアの海岸線景観美の再生の研究・検討を提案する。	ご提案の「クルーズ開発と港整備」については、関係行政機関との調整が必要なこと、「海岸線景観美の再生」については、現状の維持管理に努めているところであり、ご意見として承ります。

5	第4章 分野別の整備方針 4-1 土地利用の方針	<p>観光と日常の融合＝ワーケーション・多拠点ワークのインフラ整備について</p> <p>①城下町エリアと御崎エリアの通信環境の常時最新化 5G、6G 展開計画、②城下町エリアと御崎エリアにワークスペースレンタル事業者が進出しやすくするための法整備や進出を促す助成等（御崎エリアでの用途制限の見直し等）について、研究・検討してはどうか。</p>	<p>ご提案の「通信環境の常時最新化」については、一定の効果があると考えられます。また、「ワーケーション施設の立地に係る規制緩和」についても、今後の検討課題とします。</p>
6	第4章 分野別の整備方針 4-2 交通ネットワークの方針	<p>中・低速パーソナルモビリティ道路・車線の設定検討について</p> <p>機能軸（ライン）を明確にしつつ、各ラインの中で高速移動と中低速移動のレーン分けを実施する等により、安全と効率の確保を検討する必要があると考える。</p>	<p>将来的にはご提案いただいた内容に移行していくことが予想されます。様々なモビリティに関する社会意識の醸成や関係法令等の規制緩和状況を把握したうえで、中・低速パーソナルモビリティ道路・車線の設定について、今後の検討課題とします。</p>
7	第4章 分野別の整備方針 4-2 交通ネットワークの方針	<p>赤穂市板屋町の踏切の東、高架下に新たに駅を設置してはどうか。</p> <p>新駅名は、公募で決める。例えば、駅名が関西福祉大前駅になった場合、メリットとして、①整備費用が抑えられる、②福祉大学生及び周辺工場社員、市民病院の通院が JR 播州赤穂駅よりも便利になる、③命名料が入る、④周辺一帯の発展が見込める、⑤折方、大津～塩屋地域の利用及び利便性が向上することが考えられる。</p>	<p>JR 赤穂線に新駅を整備することについては、様々なメリットが考えられますが、利用者が減少している状況を踏まえると、実現は困難であると考えております。</p>
8	第5章 地域別構想 5-4 西部地区	<p>空き家対策について</p> <p>福浦地区は、地区内の人口が減少する一方で、空き家が増加しており、持続可能なまちづくりには、空き家対策が急務である。そこで、空き家を市が市営住宅として利用する「市住民家」を提案する。メリットとして、空き家は各地区に存在するので、「市住民家」への入居者が各地区に広がり、入居地区の自治の助けとなる、子育て環境が豊かになることが考えられる。</p>	<p>ご意見のとおり、空き家は今後も増えることが予想され、空き家の活用が地域への移住・定住に有効であると考えます。</p> <p>ご提案の「市住民家」については、空き家活用の様々な施策を検討する中で、今後の検討課題とします。</p>

9	第5章 地域別構想 5-4 西部地区	<p>優良農地の保全について</p> <p>市街化調整区域の農業区域の土地利用の方針に、「農業生産活動や集落と関連のない土地利用や開発、施設整備のための土地利用転換を抑制する等、優良農地を保全します。」と記載されている。</p> <p>このことについて、福浦地区では10年前から農業従事者が減り続けており、優良農地を保全するより、優良農地を優良ビジネスの場にすることを提案する。農地に人を呼び、農作物の加工品を販路に乗せ、地域外に広げていくことができる農地を地域の中に保全してこそ、優良農地の保全といえるのではないか。</p>	<p>市街化調整区域のうち、ほ場整備等の事業を行った農業振興地域の農用地区域として設定された土地は、将来にわたって優良農地として保全する必要があります。そのため、農業生産活動や集落と関連のない土地利用等については、開発や施設整備等を抑制しなければならないことから、このような記述になっています。</p> <p>ご提案のとおり、農業従事者の減少や農業のビジネスモデルの構築等は喫緊の課題ではありますが、これらの課題については、現在、県、市、農業委員会、JA等の関係機関が連携し、「地域計画（旧名称：「人・農地プラン）」の策定を進める中で検討します。</p>
10	第5章 地域別構想 5-5 尾崎地区 5-6 御崎地区	<p>南海トラフ地震が発生した場合、県立赤穂海浜公園の東側にあり元禄郵便局の前に通じる水路を津波が駆け上がってきて大きな被害をもたらすことは間違いないと考えられ、その対策は十分にできてはいないように思われる。そこで、唐船から続く県立赤穂海浜公園の海岸側の道路の先に、地震の際には閉じることが出来るような水門を設置し、それに併設して橋を作り、御崎観光道路につないで、県立赤穂海浜公園と温泉地区・伊和都比売神社等との間を歩いて行き来ができるようにすれば、防災と観光の両面から大変に望ましいと考える。</p>	<p>南海トラフ地震による津波に対する備えについては、現在兵庫県により防潮堤の嵩上げ工事を実施しているところです。</p> <p>また、水門設置と併設する橋につきましては、上流に係留しているプレジャーボートの航行の支障となることから設置は難しいと考えております。</p>
11	第5章 地域別構想 5-5 尾崎地区 5-6 御崎地区	<p>唐船から続く県立赤穂海浜公園の海岸側の道路の先に、地震の際には閉じることが出来るような水門を設置し、それに併設して橋を作り、観光道路と橋でつないだ上で、県立赤穂海浜公園から、温泉地区・伊和都比売神社にかけて、一体化を図り、国立公園第一号にふさわしい観光地づくりを目指してもう一度、計画を練り直すべきではないか。</p> <p>福浦や赤穂港等 他の適当な場所を提供して漁業組合関係のものをそちらに移してもらい、現在ほとんど使われていない赤穂元禄スポーツセンター、みなとひろばまでを含めて、県立赤穂海浜公園から温泉地区までの地域を、総合的に見直し、しっかりした長期的な計画を立て、国立公園第一号にふさわしい観光地づくりを目指すべきであると考えます。</p>	<p>本市では、赤穂の様々な“しお”の要素を持った県立赤穂海浜公園と赤穂温泉周辺等を結ぶ回遊性を持った観光ルートを整備し、御崎地区の魅力向上と地域全体の活性化を図るために、「基本構想」を策定し、遊歩道の防護策の設置、きらきら坂の美装化等を実施しました。</p> <p>また、御崎地区の魅力向上を目指し、地域資源を活かした土地利用の規制緩和を実施しております。</p>

12	第5章 地域別構想 5-6 御崎地区	県立赤穂海浜公園に関して、御崎地区に期待する地域としての役割を確認したい。	県立赤穂海浜公園の活性化のため、有識者や地域住民、関係機関等からなる「赤穂海浜公園管理運営協議会」等が設立され、御崎地区では連合自治会長が出席し活発な意見を出される等、当協議会等に積極的に参画されております。 今後も引き続き、当協議会等へ参画していただきたいと考えます。
13	第5章 地域別構想 5-6 御崎地区	御崎灯台向け階段通路に手摺が無く危険なため、安全対策をお願いする。	御崎灯台向け階段通路の利用状況を把握したうえで、今後の検討課題とします。
14	第5章 地域別構想 5-6 御崎地区	御崎地区の空き地、空き家対策、山斜面家屋の防災対策等、安全な市街地対策を進めてほしい。	適正な管理が行われていない空き家等については、倒壊、景観・衛生環境の悪化等、市民の生活に深刻な影響を及ぼすおそれがあるため、「赤穂市空家等対策計画」に基づき、安全対策に取り組んでいるところです。
15	第5章 地域別構想 5-6 御崎地区	東浜公園の①トイレ、除草、樹木の管理に関して、幅広い世代の公園利用者に配慮した対応、②日時計設備の活用拡大、その他 地域のまちづくりの場に活用することをお願いする。	トイレ清掃、除草、樹木管理については、適宜適切な対応を公園の指定管理者に指導しているところであり、日時計設備の活用拡大などについては、地域のまちづくり団体と連携したいと考えます。
16	第5章 地域別構想 5-6 御崎地区	他の地区と同様に高齢者対策として、市内循環バス「ゆらのすけバス」を運行してほしい。	現在、路線バスが運行している御崎地区において、市内循環バス「ゆらのすけ」を運行することについては、路線バスとコミュニティバスとの競合により、路線バスの減便や廃止という事態を招きかねないことから、ご意見として承ります。
17	第5章 地域別構想 5-6 御崎地区	御崎地区の観光事業について、地域のまちづくり団体等の理解・協力が必要だと考える。	ご意見のとおりであり、地域のまちづくり団体等にご理解・ご協力をいただけるよう取り組んでまいります。

18	その他	人口増対策として、高齢者には住みやすく、若い世代には子供を育てやすいまち、「福祉のまち的」まちづくりを推進してほしい。	<p>本マスタープラン(案)P49に、都市づくりの目標として「誰もが安心・安全に暮らせる都市づくり」を掲げ、ハード・ソフト両面の施策を展開し、誰もが生活のしやすいユニバーサル社会づくりを進める方針を示しています。</p> <p>併せて、高齢者や子育て世代を含む、市民の誰もが、安心して暮らすことができるまちづくりを「赤穂市地域福祉計画」をはじめ、各個別計画において取り組んでまいります。</p>
19	その他	関西福祉大学との連携を強化し、市民向け福祉講座を充実させること等により、「福祉のまち」として赤穂市のイメージアップに活用してほしい。	<p>本市と関西福祉大学とは、地域の活性化を目的とした相互の連携により、住みやすいまちづくりに取り組んでいるところです。</p> <p>ご提案いただいた「福祉のまち」としてのイメージアップについては、今後も引き続き取り組んでまいります。</p>
20	その他	赤穂高等学校の学校力向上、スポーツ、文化活動が、赤穂市の活性化につながるものと期待する。地元の高校を「まちづくり」的に活用してほしい。	<p>本市と赤穂高等学校は包括連携協定を締結し、教育等に係る交流・連携を通じて、双方の教育の充実および活力ある個性豊かな市域の形成と発展(まちづくり)に寄与し、将来地域社会に貢献する有為な人材を育成することに取り組んでおり、引続き連携を強化してまいります。</p>